

## 〇〇〇〇システム開発業務委託契約書

特定非営利活動法人高度人材アカデミー（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇システム開発業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に定める事項を信義に従い誠実に履行し、協議に際しては、互譲の精神により円満に解決するよう努力するものとする。

### （委託業務）

第2条 甲は、別紙事業計画書に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

### （処理の方法）

第3条 乙は、別添の業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

### （委託期間）

第4条 委託業務の委託期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

### （委託料）

第5条 委託業務に対する委託料は、金〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇円）とする。

### （権利義務譲渡等の禁止）

第6条 乙は、次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- （1）この契約から生じる乙の権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させること。
- （2）委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせること。

### （雇用・就業者数等の予定）

第7条 乙は、次に定めるところにより、委託業務に従事する労働者を雇用しなければならない。

- （1）事業に従事する予定の全労働者数 〇〇人延べ〇〇〇〇人日
- （2）（1）のうち新規に雇用する予定の失業者数 〇〇人延べ〇〇〇〇人日
- （3）事業に従事する労働者を雇用するための人件費  
〇〇〇〇〇〇円  
（うち消費税及び地方消費税 〇〇〇〇円）

(4) 新規に雇用する予定の労働者の雇用期間 12ヶ月間  
新規雇用した労働者の雇用期間は1年以上とし、必要に応じて6か月以上1年未満の雇用期間も認めるものとする。

(5) 新規に雇用する予定の労働者の募集方法  
新規雇用者を募集する際には、公共職業安定所に求人申込みを行うとともに必要に応じ、文書、インターネット等により募集するものとする。

(失業者であることの確認)

第8条 乙は、労働者を新規に雇用する際、当該労働者本人が失業者であることを確認しなければならない。

(雇用・就業計画書)

第9条 乙は、委託契約締結時に雇用・就業計画書(様式第1号)を甲に提出しなければならない。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限の伸縮をすることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(実績報告等)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日又は実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託業務の処理成果を記載した完了報告書(様式第2号)、収支精算書(様式第3号)、実績報告書(様式第4号及び様式第4号の2)及び新規雇用者確認票(様式第5号)等を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された完了報告書及び実績報告書を審査の上、委託料の額を確定して乙に通知するものとする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条の通知を受けた後、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 乙は、委託料の支払いを受けようとするときは、精算払請求書(様式第6号)を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の支払いの請求があったときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(概算払)

第13条 甲は、乙から委託料について概算払の請求があった場合において、その

必要があると認めるときは、概算払をするものとする。

- 2 乙は、委託費の支払いを概算払いで受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を甲に提出しなければならない。

（委託料の返還）

- 第14条 委託料の額が確定し、委託料に残額が生じたとき、又は委託により発生した収入があるときは、乙は甲に対して委託料を返還しなければならない。

（財産権）

- 第15条 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は原則として福岡県に帰属する。ただし、別に定める要件（別紙：知的財産権等の取扱い）を満たした場合、委託先に帰属させることができるものとする。

（遅滞損害金）

- 第16条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由により、この契約で定める期限までに業務を終了することができない場合でも、期限後に業務を終了する見込みがあると認めたときは、遅滞損害金を徴収して期限の延長を認めることができる。
- 2 前項の遅滞損害金は、契約金額に対して年3.7%の割合で計算した額とする。

（秘密保持）

- 第17条 甲及び乙は、この契約期間にかかわらず、契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、甲が所有する情報を、甲の許可なく保有し、又は複製してはならない。
- 3 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 4 本条の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、その効力を有する。

（作業場所）

- 第18条 乙は、委託業務を甲が指定した場所及び乙からの申請により甲が承諾した場所で行うものとする。

（主任担当者）

- 第19条 甲及び乙は、それぞれ委託業務の履行に関する連絡、確認を行う主任担当者をあらかじめ定めるものとする。
- 2 甲及び乙は、委託業務の履行に関する連絡、確認は、原則として主任担当者を通じて行うものとする。

（技術者の能力）

- 第20条 乙は委託業務に携わる技術者を選任するに当たっては、委託業務を実施

するに十分な技術力と経験を有するものを選任しなければならない。

- 2 委託業務に携わる技術者を新たに配置、又は変更する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 3 委託業務に携わる技術者が、委託業務を実施するのに十分な技術力や経験を持たないことが判明した場合は、乙は、速やかに十分な技術力と経験を持った技術者に変更しなければならない。

#### (事情変更)

第21条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他種々の事情の変更により、この契約に定める条件が不適当になったと認められる場合は、協議してこの契約を変更することができる。

- 2 前項の場合において、契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

#### (実施状況報告義務)

第22条 乙は、甲乙協議の上会議を設け、委託業務の実施状況を書面により、甲に報告しなければならない。

- 2 前項の他に、甲が必要と認めた場合には、甲は、乙に対し実施状況の報告、又はソースの開示を求めることができる。

#### (調査)

第23条 甲は、この契約書に規定する事項を確認するために、委託した業務の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

#### (契約解除)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由がなく、この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。
  - (2) 乙の責めに帰する事由により、この契約に違反したとき、又は違反するおそれがあると認めたとき。
  - (3) 乙が、故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
  - (4) 甲の責めに帰すべからざる理由により、この契約の履行が不可能となったとき。
  - (5) 乙が、不正をなし、又は甲の指示に従わず、甲の業務の遂行を妨げたとき。
- 2 甲は、前項に規定するほか、特に必要があるときは、3か月の予告期間をもってこの契約を解除することができる。
  - 3 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
  - 4 乙が、第17条に違反し、契約を解除された場合、甲は、乙の名称及び違反事

実を公表することができる。

(違約金)

第25条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(損害賠償)

第26条 この契約の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対し、当該損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第27条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第29条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 福岡市東区馬出2-1-7  
特定非営利活動法人高度IT人材アカデミー  
理事長 本田 敬吉

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇